

海外療養費について

海外渡航中、急病やけが等でやむを得ず現地の医療機関で診療を受けて医療費を支払った場合、申請により医療費の一部(療養費)の支給を受けることができます。

1. 申請に必要な書類

- (1) 診療内容明細書
- (2) 領収明細書
- (3) 日本語翻訳文
- (4) 海外療養費調査に関する同意書
- (5) 旅券、航空券、その他の海外に渡航した事実が確認できる書類の写し
- (6) 世帯主名義の口座が確認できるもの
- (7) 本人確認書類(免許証、マイナンバーカード等)

※別世帯の方が申請に来られる場合は委任状が必要

2. 計算方法(変更後)

国内の医療機関等において、同様の疾病等について療養の給付等を受けた場合を標準額として算定し、実際に支払った額(実費額)と比較して低い方の額から自己負担相当額を差し引いた額を海外療養費として支給します。

※実費額は、支給決定日の為替レートで日本円に換算した額となります。

例1：実費額(海外で支払った金額) > 標準額 の場合 ⇒ 標準額 - 自己負担相当額

例2：実費額(海外で支払った金額) < 標準額 の場合 ⇒ 実費額 - 自己負担相当額

3. 留意点

- (1) 治療目的で海外へ行った場合や、日本国内で保険適用とならないものについては対象となりません。
- (2) 海外で医療費を支払った翌日から起算して2年を経過した場合は、事項により申請できなくなりますのでご注意ください。
- (3) 海外療養費の請求に関しては、厚生労働省通知に基づき不正請求対策を実施しています。このため、申請に関しては渡航の事実や期間が確認できるもの(パスポート等)を提示していただくとともに、不正請求の疑いがある事例については、厚生労働省や警察と連携して厳正な対応をとることとしています。
- (4) 申請後、診療内容等の確認・審査に時間がかかるため、支給まで長時間かかる場合がありますのでご了承ください。